

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 24 回一般原則部会

日時 : 2007 年 4 月 2 日 (月) ~ 4 月 6 日 (金)
 場所 : パリ (フランス)

議題

1 .	議題の採択
2 .	本部会に付託された事項
3 .	加盟国向けの食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案 (ステップ 4)
4 .	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案
5 .	地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割 a) 地域調整国による地域調整部会の議長の指名 b) 執行委員会における地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
6 .	コーデックス規格及び関連文書の策定手続きの再検討 a) 手続きの修正原案 b) コーデックス規格の改定と修正の手続きのための指針; 無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正に関する取扱い
7 .	コーデックス規格の一般原則についての再検討
8 .	食品安全に関するリスク分析の用語の新しい定義の提案
9 .	手続きマニュアルの構成及び体裁についての検討
10 .	その他の事項及び今後の作業
11 .	次回会合の日程及び開催地
12 .	報告書の採択

第 24 回一般原則部会(CCGP)概要

1. 開催日及び開催場所

平成 19 年（2007 年）4 月 2 日（月）～4 月 6 日（金）
パリ（フランス）

2. 参加国及び国際機関

71 カ国、1 加盟機関（EC）、15 国際機関（合計 201 名）

3. 我が国からの出席者

厚生労働省大臣官房参事官	中林 圭一
厚生労働省医薬食品局食品安全企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
厚生労働省医薬食品局食品安全企画情報課検疫所業務管理室 輸入監視係長	松井 保喜
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局国際基準課長	小川 良介
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	古畠 徹

4. 議論の概要

議題 3 食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

加盟国政府を対象としたリスク分析についての作業原則文書について検討されていたものである。まず始めに全般的な議論が行われたが、作業部会により作成された原案が基本的に支持されたことから、セクションごとに詳細な検討が行われた。その結果、いくつかの修正を加えた上で、本作業原則原案をステップ 5/8 で採択するよう、第 30 回総会に諮ることが合意された。

なお、主な議論の内容は以下のとおりであった。

- “Precaution is an inherent element of risk analysis（予防措置はリスク分析固有の要素である）.”という一文を不要とする立場と残すべきとする立場に分かれ、長時間議論が行われたが、部会は原案の通りとすることに合意した。
- 各国がリスク分析を実施する際に、その勧告を考慮すべき国際機関として、コーデックスだけでなく OIE（国際獣疫事務局）及び IPPC（国際植物防疫条約）にも焦点が当てられていた点に関し、我が国を含む数カ国が、OIE・IPPC は主として食品安全以外の観点からリスク分析を実施している機関であり、引用を削除すべきと提案した。一方、フードチェーン・アプローチの観点から、一次生産（primary production）の時点から食品の安全性を確保することが重要であり、各国において

も、幅広い国際機関からの勧告を考慮することが必要不可欠であるとの意見が出された。議論の結果、ここで扱うリスク分析は「ヒトの健康影響に関するもの」であることを明確にするよう修文するとともに、「コーデックス、FAO、WHO、及び、OIE、IPPCを含むその他の関連する国際政府間組織によって実施された（リスク分析）」と修正することで合意された。

- リスク評価者の「利害の衝突の回避」に関しては、リスク評価の正当性を損なうような「利害」に限定するよう修正がなされた。
- リスク管理者に対しても、リスク評価者に対して要求したような「利害の衝突の回避」に関する内容を盛り込むべきとの意見が出されたが、個々の専門家が個人の資格で携わっているリスク評価とは異なり、リスク管理は通常、政府の規制システムの一環として機能しており、そのような記述は馴染まない等の理由から、合意されなかつた。
- 「措置の実施（implementation of measures）」の章は、キャパシティ・ビルディングについても表題に含めるべき等の意見が出されたが、議論の結果、本章の内容を「一般的な事項（General Aspects）」に移すことで合意した。

議題4 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

「食品の国際貿易における倫理規範（1978年制定、1985年改訂）」の改訂をどのように進めるかについて議論された。現行規範の倫理に関する原則のみに着目して改訂作業を行うことに賛成する意見と、安全でない食品の輸出・再輸出の問題については、まず、十分な輸入食品監視システムを持たない発展途上国におけるインフラの整備等が先決であるとする意見とに分かれ、議論が膠着した。米国が、倫理に関する原則に焦点を絞ってドラフトした改訂原案を CRD（会場で配布される文書）として提案した結果、まだ修正を加えるべき点は多くのもの、この CRD を土台として今後の議論を行うことについて多くの国が賛同した。

部会は、本作業は 2009 年までに完了させることとされていることに留意し、上記 CRD 文書を今後ステップ 3 で回付して各国のコメントを求めて合意した。

議題6 コーデックス規格及び関連文書の策定手続き

a) 手続きの修正原案

前回 CCGPにおいて、インドから「コンセンサス（合意）」の定義作成等が提案されたが、新規作業として総会に承認を求めるには時期尚早とされ、引き続き検討することとなっていたもの。コンセンサスの定義を行うことについて、多くの国が賛成する一方、我が国を含む他の国々等は、「譲歩の精神」はコーデックスの意思決定の場に十分浸透しており、「コンセンサス」の定義を作成することは現状を損ないかねないこと、また、第 26 回総会（2003 年）で「コンセンサス

を容易にするための方法（“Measures to Facilitate Consensus”）」が合意され、その適用が図られているところであることから新規作業に反対した。本件については部会の合意が得られなかつたため、議論の結果を総会に送付し、更なる助言を求めることとなつた。

b) コーデックス規格の改定と修正の手続きのための指針；無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正についての再検討

「コーデックス規格の改訂と修正の手続きのための指針」と「無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正手続き」を、1つの文書に統合する案がコーデックス事務局より提案されていたもの。修正内容の軽重により3つの手続き案が示されたが、修正が実質的な内容の変更を伴うものなのか否か、また、どの手続きを選択すべきか、を決定するのは総会であることが確認された。また、部会と総会の了解が得られた場合、ステップ6・7を省略してステップ8に進めることができる迅速手続きに関する記述が追加された。

部会は、本指針案の採択と手続きマニュアルへの収載を第30回総会に諮ることで合意した。